

広域連合議会平成25年第2回定例会 広域連合長提出予定議案概要

番号	件名	概要
同意第2号	副広域連合長の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副広域連合長の任期満了に伴う選任 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 堀 忠雄 (和束町長、再任) 任期 平成25年8月23日～29年4月21日
同意第3号	副広域連合長の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副広域連合長の辞職に伴う選任 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 井上 正嗣 (宮津市長) 任期 平成25年8月23日～26年7月1日
同意第4号	副広域連合長の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副広域連合長の辞職に伴う選任 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 藤田 裕之 (京都市副市長) 任期 平成25年8月23日～29年3月31日
同意第5号	監査委員の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査委員の辞職に伴う選任 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 長岡 一夫 (木津川市議会議員) 任期 平成25年8月23日～27年4月23日
議案第6号	平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補正額 61億4,275万1千円 総額 3,048億9,642万5千円から 3,110億3,917万6千円に補正。 ○ 歳入は、前年度繰越金の増(返還金に要する財源)。 ○ 歳出は、諸支出金の増(24年度の療養給付費負担金精算(国、府、支払基金)による返還金)
認定第1号	平成24年度一般会計決算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入総額 26億2,384万3,402円 歳出総額 25億4,145万7,647円 収支差額 8,238万5,755円 ○ 歳入は、分担金のほか、国・府支出金。 ○ 歳出は、運営経費のほか、財政調整基金、臨時特例基金への積立金。
認定第2号	平成24年度後期高齢者医療特別会計決算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入総額 2,927億725万8,211円 歳出総額 2,825億6,693万2,106円 収支差額 101億4,032万6,105円。 ○ 歳入は、市町村支出金のほか、国・府支出金、支払基金交付金。 ○ 歳出は、保険給付費のほか、財政安定化基金拠出金、市町村が実施する健康診査への補助。
議案第7号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に被災した被保険者に対する平成25年度保険料を減免する(減免期間の延長)。 <減免要件> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の重篤な疾病、行方不明、原発事故に伴う避難等 ・世帯主の死亡、重篤な疾病、行方不明

【参考資料】

- ① 同意第2号 副広域連合長の選任について（和束町長）・・・・・・・・・・ 1
- ② 同意第3号 副広域連合長の選任について（宮津市長）・・・・・・・・・・ 2
- ③ 同意第4号 副広域連合長の選任について（京都市副市長）・・・・・・・・・・ 3
- ④ 同意第5号 監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ⑤ 議案第6号 平成25年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑥ 認定第1号 平成24年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計
歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ⑦ 認定第2号 平成24年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ⑧ 議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・ 10

件名	① 副広域連合長の選任（和東町長）
説明	<p>堀忠雄副広域連合長の任期が、和東町長の任期である平成25年4月21日に満了した。</p> <p>和東町の任期満了に伴う町長選で、堀副広域連合長が再選したため、引き続き、副広域連合長に選任したものの。</p> <p>氏名 <small>ほり ただお</small> 堀 忠雄（和東町長）</p> <p>任期 平成25年8月23日～29年4月21日</p> <p><参考></p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋） （広域連合長等の任期）</p> <p>第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。</p> <p>2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長（関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。）が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。</p>

件名	② 副広域連合長の選任（宮津市長）
説明	<p>中山泰（京丹後市長）副広域連合長の辞職に伴い、欠員となっている副広域連合長に、次の者を任命することについて同意を求めるもの。</p> <p>氏名 <small>いのうえ</small> 井上 <small>しょうじ</small> 正嗣（宮津市長） 任期 平成25年8月23日～26年7月1日</p> <p><参考> 京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋） （広域連合長等の任期） 第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。 2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長（関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。）が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。</p>

件名	③ 副広域連合長の選任（京都市副市長）
説明	<p>星川茂一副広域連合長の京都市副市長退職に伴い、欠員となっている副広域連合長に、次の者を任命することについて同意を求めるもの。</p> <p>氏名 <small>ふじた ひろゆき</small> 藤田 裕之（京都市副市長） 任期 平成25年8月23日～29年3月31日</p> <p><参考> 京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋） （広域連合長等の任期） 第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。 2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長（関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。）が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。</p>

件名	④ 監査委員の選任
説明	<p>議員選出の監査委員である^{せきや}関谷議員（宇治市選出）が広域連合議員を辞職されたため、後任の委員に次の者を選任するもの。</p> <p>氏名 ^{ながおか}長岡 ^{かずお}一夫（木津川市議員） 任期 平成25年8月23日～平成27年4月23日</p> <p><参考> ※識見者 氏名 ^{おおにし}大西 ^{しずお}鎮雄（前亀岡市代表監査委員） 任期 平成23年8月19日～平成27年8月18日</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋） （監査委員） 第16条 広域連合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>

件名	⑤ 平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）															
説明	<p>1 概要</p> <p>(1) 補正額は、61億4,275万1千円の増額 予算総額を、3,048億9,642万5千円から 3,110億3,917万6千円に補正する。</p> <p>(2) 歳入は、前年度繰越金の増。</p> <p>(3) 歳出は、諸支出金の増（24年度療養給付費負担金精算による国・府支出金及び社会保険診療報酬支払基金への返還金）。</p>															
	<p>2 歳入</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 30%;">主な内容</th> <th style="width: 15%;">補正前の額</th> <th style="width: 15%;">補正額</th> <th style="width: 25%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越金</td> <td>平成24年度繰越金</td> <td style="text-align: right;">1,275,208</td> <td style="text-align: right;">6,142,751</td> <td style="text-align: right;">7,417,959</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">304,896,425</td> <td style="text-align: right;">6,142,751</td> <td style="text-align: right;">311,039,176</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な内容	補正前の額	補正額	計	繰越金	平成24年度繰越金	1,275,208	6,142,751	7,417,959	歳入合計		304,896,425	6,142,751	311,039,176
	区分	主な内容	補正前の額	補正額	計											
繰越金	平成24年度繰越金	1,275,208	6,142,751	7,417,959												
歳入合計		304,896,425	6,142,751	311,039,176												
<p>3 歳出</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 30%;">主な内容</th> <th style="width: 15%;">補正前の額</th> <th style="width: 15%;">補正額</th> <th style="width: 25%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諸支出金</td> <td>平成24年度療養給付費負担金（国・府）返還金、支払基金交付金返還金</td> <td style="text-align: right;">60,100</td> <td style="text-align: right;">6,142,751</td> <td style="text-align: right;">6,202,851</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">304,896,425</td> <td style="text-align: right;">6,142,751</td> <td style="text-align: right;">311,039,176</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な内容	補正前の額	補正額	計	諸支出金	平成24年度療養給付費負担金（国・府）返還金、支払基金交付金返還金	60,100	6,142,751	6,202,851	歳出合計		304,896,425	6,142,751	311,039,176	
区分	主な内容	補正前の額	補正額	計												
諸支出金	平成24年度療養給付費負担金（国・府）返還金、支払基金交付金返還金	60,100	6,142,751	6,202,851												
歳出合計		304,896,425	6,142,751	311,039,176												

件名	⑥ 平成24年度一般会計歳入歳出決算																					
説明	1 概要																					
	<p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">歳入決算総額</td> <td style="text-align: right;">2,623,843,402</td> </tr> <tr> <td>歳出決算総額</td> <td style="text-align: right;">2,541,457,647</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td style="text-align: right;">82,385,755</td> </tr> </table>		歳入決算総額	2,623,843,402	歳出決算総額	2,541,457,647	収支差額	82,385,755														
歳入決算総額	2,623,843,402																					
歳出決算総額	2,541,457,647																					
収支差額	82,385,755																					
説明	<p>2 歳入</p> <p>歳入は、分担金（府内26市町村が負担する分賦金。以下「分賦金」という。）のほか、後期高齢者医療制度の運営に係る国・府の義務負担及び補助であり、主なものとしては、不均一保険料に係る国・府負担金、低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減の特例措置等の財源として国から交付された臨時特例交付金（以下「臨時特例交付金」という。）等である。</p>																					
	<p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 50%;">主な内容</th> <th style="width: 30%;">決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>分賦金</td> <td style="text-align: right;">664,431,012</td> </tr> <tr> <td>国支出金</td> <td>不均一賦課負担金、特別調整交付金、臨時特例交付金等</td> <td style="text-align: right;">1,640,205,609</td> </tr> <tr> <td>府支出金</td> <td>不均一賦課負担金、制度運営助成費補助金</td> <td style="text-align: right;">83,223,763</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>財政調整基金繰入金、臨時特例基金繰入金</td> <td style="text-align: right;">219,462,150</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>前年度繰越金及び預金利子等</td> <td style="text-align: right;">16,520,868</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,623,843,402</td> </tr> </tbody> </table>		区分	主な内容	決算額	分担金及び負担金	分賦金	664,431,012	国支出金	不均一賦課負担金、特別調整交付金、臨時特例交付金等	1,640,205,609	府支出金	不均一賦課負担金、制度運営助成費補助金	83,223,763	繰入金	財政調整基金繰入金、臨時特例基金繰入金	219,462,150	その他	前年度繰越金及び預金利子等	16,520,868	歳入合計	
区分	主な内容	決算額																				
分担金及び負担金	分賦金	664,431,012																				
国支出金	不均一賦課負担金、特別調整交付金、臨時特例交付金等	1,640,205,609																				
府支出金	不均一賦課負担金、制度運営助成費補助金	83,223,763																				
繰入金	財政調整基金繰入金、臨時特例基金繰入金	219,462,150																				
その他	前年度繰越金及び預金利子等	16,520,868																				
歳入合計		2,623,843,402																				

3 歳出

歳出は、広域連合事務局及び議会等の運営に係る経費のほか、臨時特例交付金の臨時特例基金への積立て等である。

(単位：円)

区分	主な内容	決算額
議会費	議会の運営経費、議員報酬等	976,827
総務費	事務局運営経費、 広域連合長等の報酬、 職員給与及び派遣職員に係る人件費相当額に対する負担金、 行政委員会費、財政調整基金、 臨時特例基金積立金等	2,445,931,293
民生費	不均一賦課繰出金	94,549,527
歳出合計		2,541,457,647

4 財産

(1) 公有財産、債権はない。

(2) 物品

取得価格100万円以上の物品は3点で、昨年度から3点減少しているが、これは電算処理システムの機器更改の際に、これまで取得していた機器をリース契約としたことによるものである。

(3) 基金（平成24年度末現在高）

(単位：千円)

財政調整基金	210,662
臨時特例基金	2,467,773

件名	⑦ 平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算																														
説明	<p data-bbox="352 309 475 342">1 概要</p> <p data-bbox="815 365 963 398">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="427 409 978 633"> <tr> <td>歳入決算総額</td> <td>292,707,258,211</td> </tr> <tr> <td>歳出決算総額</td> <td>282,566,932,106</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>10,140,326,105</td> </tr> </table> <p data-bbox="352 678 475 712">2 歳入</p> <p data-bbox="379 723 1374 902">歳入は、保険給付費に係る公費負担として、国・府・市町村から療養給付費負担金、若年層からの支援金として支払基金交付金、被保険者の保険料相当額として市町村から保険料等負担金、及び給付費全体の財源調整として国から調整交付金を収入した。</p> <p data-bbox="379 913 1374 1048">また、保険料の各種減額措置相当分として保険基盤安定負担金、制度円滑運営事業費補助金、不均一賦課繰入金及び臨時特例基金繰入金を収入した。</p> <p data-bbox="1193 1070 1342 1104">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="400 1126 1369 1888"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な内容</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村支出金</td> <td>保険料等負担金、 保険基盤安定負担金、 療養給付費負担金</td> <td>49,957,561,297</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>療養給付費負担金、調整交付金、 制度円滑運営事業費補助金等</td> <td>92,302,657,345</td> </tr> <tr> <td>府支出金</td> <td>療養給付費負担金等</td> <td>24,683,355,058</td> </tr> <tr> <td>支払基金交付金</td> <td>後期高齢者交付金</td> <td>118,654,565,000</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>不均一賦課繰入金、 臨時特例基金繰入金</td> <td>1,784,633,212</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>特別高額医療費共同事業交付金、 預金利子等</td> <td>5,324,486,299</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td></td> <td>292,707,258,211</td> </tr> </tbody> </table>	歳入決算総額	292,707,258,211	歳出決算総額	282,566,932,106	収支差額	10,140,326,105	区分	主な内容	決算額	市町村支出金	保険料等負担金、 保険基盤安定負担金、 療養給付費負担金	49,957,561,297	国庫支出金	療養給付費負担金、調整交付金、 制度円滑運営事業費補助金等	92,302,657,345	府支出金	療養給付費負担金等	24,683,355,058	支払基金交付金	後期高齢者交付金	118,654,565,000	繰入金	不均一賦課繰入金、 臨時特例基金繰入金	1,784,633,212	その他	特別高額医療費共同事業交付金、 預金利子等	5,324,486,299	歳入合計		292,707,258,211
	歳入決算総額	292,707,258,211																													
歳出決算総額	282,566,932,106																														
収支差額	10,140,326,105																														
区分	主な内容	決算額																													
市町村支出金	保険料等負担金、 保険基盤安定負担金、 療養給付費負担金	49,957,561,297																													
国庫支出金	療養給付費負担金、調整交付金、 制度円滑運営事業費補助金等	92,302,657,345																													
府支出金	療養給付費負担金等	24,683,355,058																													
支払基金交付金	後期高齢者交付金	118,654,565,000																													
繰入金	不均一賦課繰入金、 臨時特例基金繰入金	1,784,633,212																													
その他	特別高額医療費共同事業交付金、 預金利子等	5,324,486,299																													
歳入合計		292,707,258,211																													

3 歳出

歳出は、主に保険給付費で、内容は、医療費の保険者負担分として給付する療養給付費及び訪問看護療養費、一部負担金の限度額超過分を支給する高額療養費、国保連合会への審査支払手数料等である。

また、本制度における財政安定化を図るため、京都府に設置されている財政安定化基金への拠出金、市町村が実施する健康診査事業への補助金等である。

(単位：円)

区分	主な内容	決算額
保険給付費	療養給付費、訪問看護療養費、高額療養費、審査支払手数料、葬祭費	279,802,181,059
府財政安定化基金拠出金	府財政安定化基金拠出金	264,383,000
特別高額医療費 共同事業拠出金	特別高額医療費共同事業拠出金	106,791,188
保健事業費	市町村健康診査事業補助金	253,786,999
その他	国・府支出金等返還金等	2,139,789,860
歳出合計		282,566,932,106

説 明

件名	⑧ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例				
説明	<p>1 趣旨 東日本大震災に被災した被保険者に対する保険料減免に関し、平成25年度分についても、引き続き国の財政措置が講じられることとなったことから、本広域連合後期高齢者医療に関する条例の附則に規定する被災者に対する保険料減免の特例の適用期間を延長するもの。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 減免適用期間の変更 平成25年度分保険料（納期が平成26年3月31日のもの）まで（現行：納期が平成25年4月1日のものまで）</p> <p>(2) 減免の要件</p> <table border="1" data-bbox="389 1021 1370 1648"> <tr> <td data-bbox="389 1021 619 1240">被災者に対する減免の特例 (附則27項)</td> <td data-bbox="619 1021 1370 1240"> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の重篤な傷病、行方不明、原子力発電所事故に係る避難のための立退き若しくは屋内への退避 ・世帯主の死亡、重篤な傷病、行方不明 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1240 619 1648">＜参考＞ 条例本則に定める要件 (第18条)</td> <td data-bbox="619 1240 1370 1648"> <ul style="list-style-type: none"> ・震災、火災その他の災害による住宅、家財等の著しい損害 ・世帯主の死亡、又は心身に重大な障害若しくは長期入院による収入の著しい減少 ・事業等の休廃止、失業等による世帯主の収入の著しい減少 ・干ばつ等による農作物の不作・不漁等に伴う世帯主の収入の著しい減少 </td> </tr> </table> <p>3 施行日 公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用</p>	被災者に対する減免の特例 (附則27項)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の重篤な傷病、行方不明、原子力発電所事故に係る避難のための立退き若しくは屋内への退避 ・世帯主の死亡、重篤な傷病、行方不明 	＜参考＞ 条例本則に定める要件 (第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、火災その他の災害による住宅、家財等の著しい損害 ・世帯主の死亡、又は心身に重大な障害若しくは長期入院による収入の著しい減少 ・事業等の休廃止、失業等による世帯主の収入の著しい減少 ・干ばつ等による農作物の不作・不漁等に伴う世帯主の収入の著しい減少
被災者に対する減免の特例 (附則27項)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の重篤な傷病、行方不明、原子力発電所事故に係る避難のための立退き若しくは屋内への退避 ・世帯主の死亡、重篤な傷病、行方不明 				
＜参考＞ 条例本則に定める要件 (第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、火災その他の災害による住宅、家財等の著しい損害 ・世帯主の死亡、又は心身に重大な障害若しくは長期入院による収入の著しい減少 ・事業等の休廃止、失業等による世帯主の収入の著しい減少 ・干ばつ等による農作物の不作・不漁等に伴う世帯主の収入の著しい減少 				

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(東日本大震災による被害を受けた被保険者に係る保険料の減免の特例)</p> <p>27 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災による被害を受けた被保険者について、第18条第1項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要があると認めるときは、保険料を減免する。</p> <p>(1) 被保険者が、東日本大震災による被害を受けたことにより、重篤な傷病を負い、若しくは行方不明となり、又は避難のための立退き若しくは屋内への退避（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害からの避難のための立退き又は屋内への退避（避難のための計画的な立退き又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備に係る原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に規定する指示の対象となっている場合を含む。）をいう。）を行っているとき。</p> <p>(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が、東日本大震災による被害を受けたことにより、死亡し、重篤な傷病を負い、又は行方不明となっているとき。</p> <p>28 前項の規定は、法第109条に規定する納期（法第107条に規定する特別徴収の方法による場合は、法第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする日）が、平成23年3月11日から平成26年3月31日までに到来する保険料について適用する。</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>(東日本大震災による被害を受けた被保険者に係る保険料の減免の特例)</p> <p>27 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災による被害を受けた被保険者について、第18条第1項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要があると認めるときは、保険料を減免する。</p> <p>(1) 被保険者が、東日本大震災による被害を受けたことにより、重篤な傷病を負い、若しくは行方不明となり、又は避難のための立退き若しくは屋内への退避（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害からの避難のための立退き又は屋内への退避（避難のための計画的な立退き又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備に係る原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に規定する指示の対象となっている場合を含む。）をいう。）を行っているとき。</p> <p>(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が、東日本大震災による被害を受けたことにより、死亡し、重篤な傷病を負い、又は行方不明となっているとき。</p> <p>28 前項の規定は、法第109条に規定する納期（法第107条に規定する特別徴収の方法による場合は、法第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする日）が、平成23年3月11日から平成25年4月1日までに到来する保険料について適用する。</p>